

東京都環境負荷低減事業活動実施計画等認定審査会設置要領

制定 令和 6 年 1 2 月 1 日 6 産労農安第 1082 号
一部改正 令和 7 年 4 月 1 日 6 産労農安第 1527 号

第 1 目 的

この要領は、東京都環境負荷低減事業活動実施計画及び東京都特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定について、適正かつ円滑な推進を図るため、東京都環境負荷低減事業活動実施計画等認定審査会（以下、審査会という）を設置するにあたり、必要な事項を定める。

第 2 所掌事項

- 1 「東京都環境負荷低減事業活動実施計画等認定要領」第 4 で定める認定審査に関する事項
- 2 認定制度の普及・啓発に関する事項
- 3 その他認定制度の運営に関する必要な事項

第 3 審査会の構成

- 1 審査会の審査員は別表 1 により構成する。
島しょ地域から計画申請がある場合は、島しょ農林水産総合センター農業振興担当課長を加える。
- 2 審査員の出席が困難な場合には、所属する部署の他の職員による代理出席を認める。

第 4 審査会長の設置及び権限

- 1 審査会には、審査会長、副審査会長を置き、審査会長は農業振興事務所振興課長が、副審査会長は地域農業改良普及センター所長（島しょ地域の場合は、島しょ農林水産総合センター農業振興担当課長）があたる。
- 2 審査会長は、審査会を統括し、審査会を代表する。
- 3 副審査会長は、審査会長を補佐し、審査会長に事故あるときはその職務を代理する。

第 5 審査会の開催

審査会は審査会長が必要に応じて招集する。

第 6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

本要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 審査会の構成

農林水産部	食料安全課	課長	
	家畜保健衛生所 肥飼料検査センター	所長	
農業振興事務所	振興課	課長	会長
	区部農業改良普及センター	所長	副会長
	西多摩農業改良普及センター	所長	
	南多摩農業改良普及センター	所長	
	北多摩農業改良普及センター	所長	
東京都農林水産総合研究センター 生産環境科		科長	

※島しょ地域から申請があった場合は、島しょ農林水産総合センター農業振興担当課長を加える。